

募集 パブリックコメント

国民健康保険料を改定します

平成 29 年度に国民健康保険料を別紙のとおり改定することについて、市民の皆さんの意見を募集します。

募集期間

平成 28 年 10 月 3 日（月）～11 月 2 日（水）

* 募集期間内必着

提出方法

任意書式に「国民健康保険料の改定に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえファクス・Eメール（添付ファイル不可）・郵送などで、又は直接国保健康課へ

* 意見についての個別の回答はしません。

提出先

逗子市 福祉部 国保健康課

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

ファクス 046-873-4520

Eメール hoken@city.zushi.kanagawa.jp

平成 29 年度国民健康保険料の改定について

逗子市の国民健康保険事業につきましては、一般会計（市税収入を主な財源とする一般的な収入と支出の会計）とは別枠の特別会計（特定の収入を財源として特定の支出に充てるもの）により運営しています。

本市では、これまで医療費の増加等により大変厳しい財政運営が続いており、保険料として収入すべき額の不足分としてここ数年 3 億 7 千万円から 6 億 3 千万円程度を一般会計から繰り入れていますが、その割合は他の自治体に比べて非常に高い状況となっています。一般会計から国民健康保険事業特別会計へ繰入を行うことは、社会保険加入者である市民の税の一部が国民健康保険加入者のために使われることになり、特別会計の趣旨からも望ましいことではありません。

このような状況を改善するため、平成 25 年度に 14 年ぶりの改定を行ない、以後 3 年ごとに国民健康保険料の改定を行うこととしました。

しかしながら、平成 24 年度後半から医療費が急激に増加し、平成 25 年度は国民健康保険料として収入すべき額の不足分が総額で約 6 億 3 千万円にのぼってしまったことから、やむを得ず、平成 26 年度にも緊急的な措置として改定を行いました。

また、国においては、国民健康保険制度の安定化を図るため、平成 30 年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることが決定しています。

これらの状況を踏まえ、平成 28 年度の保険料改定を逗子市議会平成 27 年第 4 回定例会に上程しましたが、平成 26 年度の改定からは 3 年が経過していないなどの理由によりまして否決となりました。

（国民健康保険事業の財政運営状況 *資料 1 を参照）

しかしながら、平成 25 年度をピークに医療費の伸びは鈍化し、その他一般会計繰入金額は減少傾向に転じているものの、その他一般会計繰入金の割合は高い状況であり、財政運営が極めて厳しい状況は依然として続いています。

また、平成 30 年度からの国民健康保険の財政運営の都道府県化において、今後、神奈川県が定める国民健康保険運営方針では、赤字補てん等を目的とした一般会計繰入金の解消などに向けた取組みを定めることとされています。

このように引き続き一般会計からの繰入の割合の高い状況が見込まれることや平成 26 年度の改定から 3 年が経過することなどから、平成 29 年度に次のとおり保険料の改定を行うこととしました。

なお、今回の改定案により 1 億 5 千万円程度の増収が見込まれます。

① 応能・応益割合を現行の 65：35 から 60：40 へ変更します。

（応能・応益割合について *資料 2 を参照）

②被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改定します。

| 項 目 | | 現 行 | 改定後 | 上昇額 |
|---------------|------|----------|----------|----------|
| 医療給付費分 | 均等割額 | 16,500 円 | 18,400 円 | 1,900 円 |
| | 平等割額 | 11,500 円 | 18,600 円 | 7,100 円 |
| 後期高齢者 支援金分 | 均等割額 | 7,100 円 | 8,400 円 | 1,300 円 |
| | 平等割額 | 4,900 円 | 8,500 円 | 3,600 円 |
| 介護納付金分 | 均等割額 | 5,500 円 | 6,800 円 | 1,300 円 |
| | 平等割額 | 2,700 円 | 4,800 円 | 2,100 円 |
| 合 計 | 均等割額 | 29,100 円 | 33,600 円 | 4,500 円 |
| | 平等割額 | 19,100 円 | 31,900 円 | 12,800 円 |

③応益分の負担軽減のため軽減割合を現行の6・4割から7・5・2割軽減へ変更します。

(平成29年度改定による所得区分(軽減割合7・5・2割)・世帯構成別保険料負担の変化 *資料3、保険料変更後の試算例(年額) *資料4を参照)

国民健康保険事業の財政運営状況

国民健康保険事業特別会計は、一般被保険者と退職被保険者等で経理上区分されており、更に各々が医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に細分化されます。なお、人件費及び事務経費については全て一般会計からの繰入金で賄うものとされています。

| | 一般被保険者 | 退職被保険者等 |
|-------------|---|--|
| 医療給付費分 | ① 一般被保険者にかかる医療費は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。 | ④ 保険料等の収入を除いた退職被保険者等にかかる医療費は、健保等の拠出金で賄われ、市の負担はありません。 |
| 後期高齢者支援金分 | ② 後期高齢者支援金は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。 | |
| 介護納付金分 | ③ 介護納付金は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。 | |
| 人件費 事務経費 | ⑤ 全て一般会計からの繰入金で賄うものとされています。 | |

上表①～③の平成 24 年度からの歳入歳出差引額は、下表のとおりです。

単位：百万円

| | 一般被保険者 | | ③介護 納付金分 | 合 計 | その他 一般会計 繰入金の額 |
|----------|-------------|----------------|-------------|----------|----------------------|
| | ①医療 給付費分 | ②後期高齢者 支援金分 | | | |
| 平成 24 年度 | △441 | △85 | △81 | △607 | 527 |
| 平成 25 年度 | △531 | △93 | △90 | △714 | 628 |
| 平成 26 年度 | △327 | △37 | △81 | △445 | 447 |
| 平成 27 年度 | △267 | △18 | △57 | △342 | 369 |
| | | | | 平成 28 年度 | 375 (見込) |

※ 赤字補てんのため、平成 27 年度は約 3 億 6,900 万円を一般会計から繰り入れており、平成 28 年度は約 3 億 7,500 万円程度の繰り入れが必要と見込まれます。

平成 24 年度からの医療費（一般被保険者療養給付費）の実績並びに平成 28 年度の見込は下表のとおりです。

単位：百万円

| | 決算額 | 対前年度比 増減額 | 月平均医療費 |
|------------------|-------|--------------|--------|
| 平成 24 年度 | 3,561 | — | 297 |
| 平成 25 年度 | 3,867 | 306 | 322 |
| 平成 26 年度 | 3,921 | 54 | 327 |
| 平成 27 年度 | 3,946 | 25 | 329 |
| 平成 28 年度 (見込) | 4,021 | 75 | 335 |

応能・応益割合について

保険料は、収入に応じたの**応能分**「所得割額」と、受益に応じたの**応益分**として一人当たりにかかる「被保険者均等割額」、一世帯当たりにかかる「世帯別平等割額」で計算されます。

この割合について逗子市では、所得割額が 100 分の 65、被保険者均等割額が 100 分の 25、世帯別平等割額が 100 分の 10 相当で、応能分と応益分の割合は 65：35 となっています。

現在、国が標準としている割合は、50：50 で、県内各市は、65：35 から 50：50 になっています。また、後期高齢者医療制度による 75 歳以上の方の割合は、全国一律に 50：50 となっています。

負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割のバランスをとることは被保険者全体で制度を支えるという観点から非常に重要なことです。高い応能割合は中間所得者層に重い負担となっているため、応益分の比重を高める方向での見直しの必要性があります。

逗子市の保険料の内訳

(平成 28 年度)

| | 応能分 | 応益分 | |
|---------------|----------------|---------------------|---------------------|
| | 所得割額 | 被保険者均等割額 (一人当たり) | 世帯別平等割額 (一世帯当たり) |
| 医療給付費分 | ※基準総所得金額×5.60% | 16,500 円 | 11,500 円 |
| 後期高齢者支援金分 | // ×2.70% | 7,100 円 | 4,900 円 |
| 介護納付金分 | // ×1.60% | 5,500 円 | 2,700 円 |
| 条例に規定されている割合 | 65% | 25% | 10% |
| 平成 29 年度改定後割合 | 60% | 25% | 15% |

※ 基準総所得金額 = 総所得金額等の合計 - 基礎控除額 (33 万円)

平成29年度改定による所得区分(軽減割合7・5・2割)・世帯構成別保険料負担の変化

(※現行は6・4割軽減、改定後は7・5・2割軽減導入予定)

単位：円

| 所得階層 | | 6割(7割) 軽減世帯 | 4割(5割) 軽減世帯 | 2割軽減世帯 (H29年度から新設、 現行は軽減なし) | 中間所得層 | 限度額 超過世帯 | |
|------|-----------|----------------|----------------|-----------------------------------|--------------|--------------|-----------|
| 一人世帯 | 介護納付金分なし※ | 現行 | 16,000 | 24,000 + 所得割 | 40,000 + 所得割 | 40,000 + 所得割 | 730,000 |
| | | 改定後 | 16,100 | 26,900 | 43,100 | 53,900 | (730,000) |
| | | 上昇額 | 100 | 2,900 | 3,100 | 13,900 | 0 |
| | 介護納付金分あり※ | 現行 | 19,200 | 28,900 | 48,200 | 48,200 | 890,000 |
| | | 改定後 | 19,500 | 32,700 | 52,300 | 65,500 | (890,000) |
| | | 上昇額 | 300 | 3,800 | 4,100 | 17,300 | 0 |
| 二人世帯 | 介護納付金分なし | 現行 | 25,400 | 38,100 | 63,600 | 63,600 | 730,000 |
| | | 改定後 | 24,100 | 40,300 | 64,500 | 80,700 | (730,000) |
| | | 上昇額 | -1,300 | 2,200 | 900 | 17,100 | 0 |
| | 介護納付金分あり | 現行 | 30,800 | 46,300 | 77,300 | 77,300 | 890,000 |
| | | 改定後 | 29,600 | 49,500 | 79,200 | 99,100 | (890,000) |
| | | 上昇額 | -1,200 | 3,200 | 1,900 | 21,800 | 0 |
| 三人世帯 | 介護納付金分なし | 現行 | 34,800 | 52,300 | 87,200 | 87,200 | 730,000 |
| | | 改定後 | 32,200 | 53,700 | 85,900 | 107,500 | (730,000) |
| | | 上昇額 | -2,600 | 1,400 | -1,300 | 20,300 | 0 |
| | 介護納付金分あり | 現行 | 42,400 | 63,800 | 106,400 | 106,400 | 890,000 |
| | | 改定後 | 39,700 | 66,300 | 106,000 | 132,700 | (890,000) |
| | | 上昇額 | -2,700 | 2,500 | -400 | 26,300 | 0 |
| 四人世帯 | 介護納付金分なし | 現行 | 44,300 | 66,400 | 110,800 | 110,800 | 730,000 |
| | | 改定後 | 40,200 | 67,100 | 107,300 | 134,300 | (730,000) |
| | | 上昇額 | -4,100 | 700 | -3,500 | 23,500 | 0 |
| | 介護納付金分あり | 現行 | 54,100 | 81,200 | 135,500 | 135,500 | 890,000 |
| | | 改定後 | 49,800 | 83,100 | 132,900 | 166,300 | (890,000) |
| | | 上昇額 | -4,300 | 1,900 | -2,600 | 30,800 | 0 |

6割(7割)軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円以下

4割(5割)軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円+(26.5万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数)以下

2割軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円+(48万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数)以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者です。

限度額超過世帯…28年度：医療分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円を超える世帯
29年度：未定

介護納付金分なし※…65歳以上又は40歳未満

介護納付金分あり※…40歳以上65歳未満

保険料変更後の試算例(年額)

●夫・妻（40歳以上～65歳未満）、子ども2人（40歳未満）

収入は夫の給与収入600万円のみの場合

基準総所得金額 3,930,000 円

医療・支援金人数 4 人

介護人数 2 人

単位：円

| | 現行 | | | 試算例 | | |
|-----|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 所得割額 | 均等割額 | 平等割額 | 所得割額 | 均等割額 | 平等割額 |
| 医療 | 220,080 | 66,000 | 11,500 | 220,080 | 73,600 | 18,600 |
| 支援金 | 106,110 | 28,400 | 4,900 | 106,110 | 33,600 | 8,500 |
| 介護 | 62,880 | 11,000 | 2,700 | 62,880 | 13,600 | 4,800 |
| 合計 | 513,400 | | | 541,600 | | |

保険料上昇額
28,200

●単身世帯（40歳未満） 収入は給与収入350万円のみの場合

基準総所得金額 1,940,000 円

医療・支援金人数 1 人

介護人数 0 人

単位：円

| | 現行 | | | 試算例 | | |
|-----|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 所得割額 | 均等割額 | 平等割額 | 所得割額 | 均等割額 | 平等割額 |
| 医療 | 108,640 | 16,500 | 11,500 | 108,640 | 18,400 | 18,600 |
| 支援金 | 52,380 | 7,100 | 4,900 | 52,380 | 8,400 | 8,500 |
| 介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 200,900 | | | 214,800 | | |

保険料上昇額
13,900

●夫・妻の二世帯（65歳以上）

収入は夫の年金収入280万円で、妻の年金収入80万円の場合

基準総所得金額 1,270,000 円

医療・支援金人数 2 人

介護人数 0 人

単位：円

| | 現行 | | | 試算例 | | |
|-----|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 所得割額 | 均等割額 | 平等割額 | 所得割額 | 均等割額 | 平等割額 |
| 医療 | 71,120 | 33,000 | 11,500 | 71,120 | 36,800 | 18,600 |
| 支援金 | 34,290 | 14,200 | 4,900 | 34,290 | 16,800 | 8,500 |
| 介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 168,900 | | | 186,000 | | |

保険料上昇額
17,100

●単身世帯（65歳以上） 収入は年金収入240万円のみの場合

基準総所得金額 870,000 円

医療・支援金人数 1 人

介護人数 0 人

単位：円

| | 現行 | | | 試算例 | | |
|-----|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 所得割額 | 均等割額 | 平等割額 | 所得割額 | 均等割額 | 平等割額 |
| 医療 | 48,720 | 16,500 | 11,500 | 48,720 | 18,400 | 18,600 |
| 支援金 | 23,490 | 7,100 | 4,900 | 23,490 | 8,400 | 8,500 |
| 介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 112,100 | | | 126,000 | | |

保険料上昇額
13,900